

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日に当
るときは、そ
の翌日)

- ◇規 則 災害救助法施行細則の一部を改正する規則
- ◇告 示 日野郡住民意向調査の実施
土地配分計画の作成
- ◇公 告 家畜伝染病予防法による肝てつ検査の実施
行政書士試験の実施

規 則

災害救助法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。
昭和四十三年十月十五日

鳥取県規則第六十九号
鳥取県知事 石 破 二 朗

災害救助法施行細則の一部を改正する規則

災害救助法施行細則（昭和三十五年三月鳥取県規則第十号）の一部を次のように改正する。

別表第一の一の1の(四)を次のように改める。

(四) (白)に掲げる費用は、次に掲げる額の範囲内とする。

- (1) 基本額 一人一日当たり 二〇円
- 避難所設置費
- (2) 加算額 一人一日当たり 二円
- 冬期（十月一日から翌年三月三十一日まで）の燃料費

別表第一の一の2の(白)中「一六・五平方メートル」を「一九・八平方メートル」に、「一六三、〇〇〇円」を「一九〇、〇〇〇円」に改める。

別表第一の二の1の(白)を次のように改める。

(白) たき出しその他による食品の給与を実施するため支出することができる費用は、主食、副食及び燃料等の経費とし、一人一日当たり一五〇円以内とする。ただし、災害発生の日から三日間は、一人一日当たり二五円以内とする。

別表第一の三の3を次のように改める。

3 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与のため支出することができる費用は、季別及び世帯区分により一世帯当たり次の額の範囲内とする。

(一) 住家の全壊、全焼又は流出により被害を受けた世帯

季 別	一人世帯	二人世帯	三人世帯	四人世帯	五人世帯	六人以上一人加算する額
冬期（十月一日から翌年三月三十一日まで）	六、〇〇〇円	八、〇〇〇円	二二、〇〇〇円	一三、〇〇〇円	一七、〇〇〇円	一、〇〇〇円
夏期（四月一日から九月三十日まで）	四、〇〇〇円	五、〇〇〇円	七、〇〇〇円	九、〇〇〇円	一一、〇〇〇円	一、〇〇〇円

備考 季別は、災害発生の日をもつて決定する。

㊦ 住家の半壊、半焼又は床上浸水により被害を受けた世帯

季 別	季 別					六人以上に増すことに加算する額
	一人世帯	二人世帯	三人世帯	四人世帯	五人世帯	
夏期 (四月一日から九月三十日まで)	一、五〇〇円	二、一〇〇円	二、六〇〇円	三、一〇〇円	四、二〇〇円	六〇〇円
冬期 (十月一日から翌年三月三十一日まで)	二、一〇〇円	二、七〇〇円	三、二〇〇円	三、七〇〇円	四、八〇〇円	八〇〇円

備考 季別は、災害発生の日をもつて決定する。

別表第一の六のろを次のように改める。

3 住宅の応急修理は、居室、炊事場、便所等日常生活に必要最少限度の部分に対して、現物をもつて行なうものとし、その修理のため支出できる費用は、一世帯当たり四七、〇〇〇円以内とする。

別表第一の七の4を次のように改める。

4 生業に必要な資金の貸与として貸付けをすることができる金額は、次の額の範囲内とする。

- ㊦ 生業費 一件当たり 三〇、〇〇〇円
- ㊦ 就職支度費 一件当たり 一五、〇〇〇円

別表第一の九のろ中「大人三、七〇〇円、小人三、〇〇〇円」を「大人四、五〇〇円、小人三、八〇〇円」に改める。

別表第一の十二のろ中「五、〇〇〇円」を「七、五〇〇円」に改める。

別表第二の一の1中「二、二〇〇円」を「二、五五〇円」に、「一、〇〇〇円」を「一、二〇〇円」に、「七五〇円」を「八五〇円」に、「一、六〇〇円」を「二、〇〇〇円」に、「一、二〇〇円」を「一、六八〇円」に改める。

別表第二の一の2中「二八八円」を「三三四円」に、「一三一円」を「一

一五七円」に、「九八円」を「一一一元」に、「二〇九円」を「二六二円」に、「一五七円」を「二二〇円」に改める。

別表第二の一のろ中

三五〇円	一、五〇〇円	五〇〇円	二、〇〇〇円
三〇〇円	一、二〇〇円	四〇〇円	一、六〇〇円
三〇〇円	一、二〇〇円	四〇〇円	一、六〇〇円
三〇〇円	一、二〇〇円	四〇〇円	一、六〇〇円

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和四十三年四月一日から適用する。

告 示

鳥取県告示第六百八十五号

鳥取県統計調査条例（昭和二十五年三月鳥取県条例第七号）の規定に基づき、日野郡住民意向調査を次の要綱により行なうので、同条例第二条の規定により告示する。

昭和四十三年十月十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

日野郡住民意向調査要綱

一 調査の目的

この調査は、人口減少率が比較的高く、地理的条件等の制約によつて、

過疎化しやすい要因を内包していると考えられる日野郡内の住民の意向の実態を把握し、過疎化の要因を分析し、もつて行政の基礎資料を得ることを目的とする。

二 調査の時期

昭和四十三年十二月一日午前〇時現在による。

三 調査の範囲

この調査は、日野郡内の全世帯について調査する。

四 調査の事項

この調査は、次に掲げる事項について行なう。

1 世帯員

- (1) 世帯主との続柄
- (2) 男女の別
- (3) 年令
- (4) 就業の状態
- (5) 主業の種類
- (6) 主業の従業地
- (7) 副業の種類
- (8) 副業の従業地
- (9) 出かせぎ先の地域
- (10) 主な出かせぎ先の産業の種類
- (11) 出かせぎの期間
- (12) 現在の就業者の将来の動向
- (13) 中学以上在学者の将来の動向
- (14) 出かせぎの希望

2 世帯

- (1) 世帯の生計
- (2) 収入の動向
- (3) 将来の動向
- (4) 生活環境、社会環境に対する意向
- (5) 農林業その他の経営に対する意向
- 3 過去十年間に世帯を離れた者

(1) 男女の別

(2) 年令

(3) 離れた時期

(4) 離れた理由

(5) 現在の住所

(6) 現在の職業

五 調査の方法

1 調査の委託

この調査は、知事が町長に委託して行なうものとする。

2 調査区

この調査の調査区は、一九六五年中間農業センサスの調査区を基準とした調査区による。

3 調査員

(1) この調査の事務に従事させるため、調査員を置く。

(2) 調査員は、町長の指揮監督をうけて、調査票の配布、収集、記入及び検査並びに他の調査書類の作成を行なう。

4 調査票

別表

実施期日	実施区域	実施場所
十月十八日	船岡町	単検診場 船岡
"	"	郡家
" 二十五日	鳥取市	千代水
" 二十六日	"	大和
"	"	美保
" 二十九日	岩美町	小田
"	"	本庄

公 告

行政書士法（昭和26年法律第4号）第4条第1項の規定に基づき、行政書士試験を次のとおり実施するので、行政書士法施行細則（昭和26年4月鳥取県規則第20号）第2条の規定により公告する。

昭和43年10月15日

鳥取県知事 石 破 二 期

1 試験の日時及び場所

(1) 日時 昭和43年11月5日（火）午前10時から

(2) 場所 鳥取市東町1丁目220番地 鳥取県庁第4会議室（県庁3階）

2 試験の科目及び方法

次の科目について筆記試験を行なう。なお、(1)及び(2)については、択

一式による。

(1) 行政書士の業務に關し必要な法令

(2) 一般常識

(3) 作文

3 受験資格

次の(1)から(3)までのいずれかに該当する者は、行政書士試験を受けることができる。

(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による高等学校を卒業した者。その他同法第56条第1項に規定する者

(2) 国又は地方公共団体の公務員として行政事務を担当した期間がこれを通算して3年以上になる者

(3) 行政書士法施行細則第1条第2項の規定に基づき(2)に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認められた者

4 受験願書受付期間

昭和43年10月15日（火）から昭和43年10月31日（木）までとする。郵便による場合は、昭和43年10月31日（木）までに着信のものに限る。

5 受験手続

試験を受けようとする者は、所定の受験願書に履歴書、受験資格を有することを証明する書面及び写真（出願前1年以内に撮影した上半身手札型のもの）を添えて、鳥取市東町1丁目220番地 鳥取県総務部地方課あて提出すること。なお、受験願書を受理した者に対しては受験票を交付する。

6 試験手数料及びその納付方法

(1) 試験手数料 1,000円

(2) 納付方法 (1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の上部にはりつけること。この場合、消印をしないこと。

7 その他

この試験について不明の点は、鳥取県総務部地方課に照会すること。

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町二丁目 鳥 取 県

【定価一部一箇月三百円(送料を含む)】